

令和6年度掛川市こども計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度掛川市こども計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、令和5年4月にこども基本法が施行され、同法第10条第2項において「市町村こども計画」の策定が努力義務化されたことに伴い、国のこども大綱及び県のこども計画を勘案した「掛川市こども計画」を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 包含する計画（事項）

- 少子化社会対策基本計画（少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策）
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する計画）
- 子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する計画）
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定する計画）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定する計画）

5 委託内容

本仕様書に定める業務内容については、本市が委託する当該業務の契約者を選定することを目的とし現時点で想定する最低限の内容を示すものである。よって、プロポーザルの際に本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その契約候補者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると判断した場合は、本仕様書に追加記載し、契約書の仕様書とするとともに、その提案を誠実に実行するほか、国の通知等に基づき計画に記載すべき事項が生じた際は当該通知等に準じて対応するものとする。その他、本仕様書に定めのない事項や疑義が発生した場合は、委託者と別途協議するものとし、業務上必要と認められる場合は、本仕様書に記載されていない事項であっても、適宜実施していくこととする。

（1）統計資料の整理

人口、世帯、認定こども園、保育所、幼稚園等の状況について、統計資料の整理を行う。

（2）現行計画の検証

「第2期掛川市子ども・子育て支援事業計画」及び「掛川市子どもの貧困対策計画」の検証をする。

(3) ニーズ量の算出

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』の算出当のための手引きを参考に、各種サービスのニーズ量及び供給量を算出する。

(4) 計画骨子案の作成

子ども大綱を勘案した計画の構成、施策体系等を検討し、「掛川市子ども計画」の骨子案を作成する。また、作成にあたっては、子ども家庭庁から発出される「自治体子ども計画策定ガイドライン」を踏まえること。

(5) フィードバック資料の作成

アンケート調査の結果をどのように計画に反映させることになったのかについて、市民に広くフィードバックするための概要資料案及び子どもにフィードバックするための概要資料案を作成する。

(6) 計画素案の作成・修正

計画骨子に基づきながら、アンケート調査の結果等を反映した計画素案を作成する。計画素案の作成にあたっては、今後予想される国からの支援等の対象となるよう子ども・子育て会議の議論等を踏まえて、計画素案を修正する。

(7) 子ども・子育て会議の支援

掛川市子ども・子育て会議の開催にあたり、資料作成、必要な助言、議事録作成（要旨録）、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、協議結果を計画素案の作業に反映させる。

(8) 概要版の作成

計画の内容を端的に表現し、かつわかりやすく市民へ周知できるよう、概要版を作成する。また、子ども向けのわかりやすいリーフレットを作成する。

6 成果品

- (1) 計画書（A4版 150頁程度 4色刷り）300部 電子データ 一式
- (2) 概要版（A4版 8頁程度 4色刷り）印刷なし 電子データ 一式
- (3) 子ども向けのわかりやすいリーフレット 電子データ 一式
- (4) 掛川市子ども・子育て会議 議事録 電子データ 一式
- (5) フィードバック概要資料（A4版 20頁程度 4色刷り） 電子データ 一式
- (6) ローデータ

※すべてのデータはCD-Rに入れて納品すること。

※いずれもPDF 及び 編集可能な電子媒体の両方

7 その他の留意事項

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託

の範囲を超えて利用してはならない。

- (2) 業務遂行にあたり、掛川市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (3) 業務履行の過程において、掛川市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行う。
- (4) 本仕様書を変更する必要がある場合は、掛川市と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- (5) この業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。
- (6) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (7) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの概要、業務内容及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、承諾した場合はこの限りでない。